

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年6月18日

京都府知事 殿



提出者

住所 滋賀県草津市若竹町7番10号 KB21ビル5階

氏名 セキスイハイム近畿株式会社
田辺 重郎

電話番号 077-569-6431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セキスイハイム近畿(株) 京滋事務所
事業場の所在地	滋賀県草津市若竹町7番10号 KB21ビル5階
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	建物売上高 13014.1百万円
③従業員数	174名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・がれき類、ガラス陶磁器くず：中間処理業者に委託再生砕石として再資源化。・木くず、繊維くず：中間処理業者に委託、再生材や燃料として再資源化。・金属くず：中間処理業者に委託、金属原料として再資源化。・混合物：中間処理業者に委託、再資源化、残渣は埋立処分。・石綿含有物：最終処分業者に委託し、埋立処分。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※ 別紙 「管理体制図」 のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年平成30度実績】	
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物
	排出量	2030.45 t
	(これまでに実施した取組) 現場担当が各現場ごとに指示、集積場にて邸別に実数量を計測、月に1回の会議での処分量報告。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物
	排出量	1827.41 t
	現状維持。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事現場では廃棄物は15品目に分別。 ・余剰部材回収、再利用で廃棄物発生量抑制に取組んだ。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	【前年度実績】		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	【目標】		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状			
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	【前年度実績】	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	【目標】	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

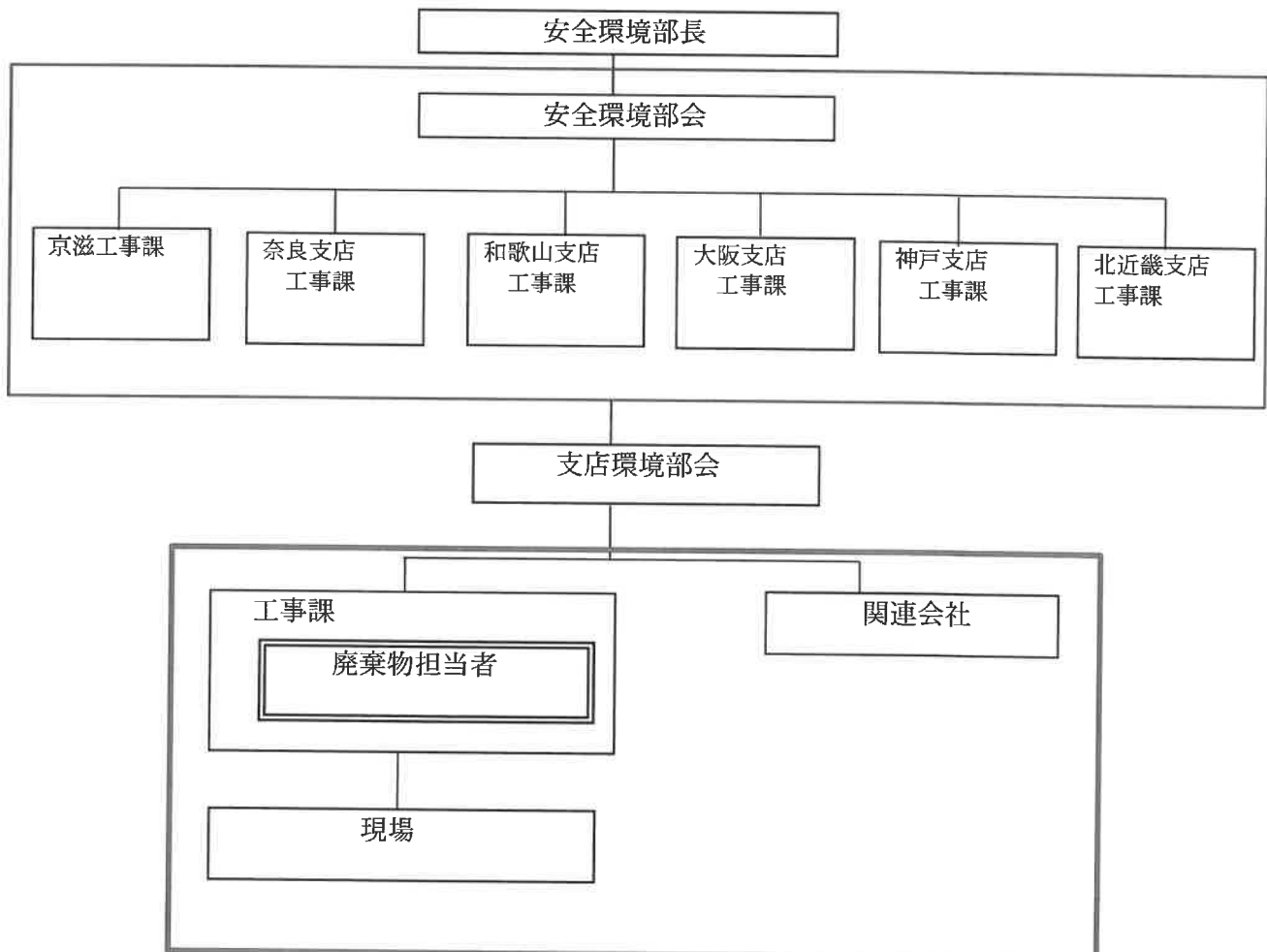
①現状	【前年度平成30年度実績】	
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物
	全処理委託量	2030.45t
	優良認定処理業者への処理委託量	817.85 t
	再生利用業者への処理委託量	1955.47 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・年間巡視計画を立て、処理委託先の巡視確認を行っている。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。 		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物
	全処理委託量	1827.41 t
	優良認定処理業者への処理委託量	927.75 t
	再生利用業者への処理委託量	1759.92 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
現状維持。		
※事務処理欄		

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属： 工事課 職名：課長
廃棄物担当者		組織名：工事課 組織人数：6名
役割	支店環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 ・ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ・ 事務局 — 設工監理グループ
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び監理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物管理票の交付・監理 ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術責任者等の設置 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ・ その他関係する事項

産廃管理組織図



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。